

スポーツ無尽効果検証事業 Q&A (8月26日現在)

【取り組みについて】

① 何故この取り組みをするのか。

スポーツの実施率と自殺死亡率には負の相関があるとの調査結果を踏まえ、新たに「スポーツ」の力を活用した自殺リスクの低減を目指します。そこで、複数人で集まり継続してスポーツを行う「スポーツ無尽」を推進し、新たな運動習慣の定着につなげていきます。

② 何を検証するのか(流れ)。

事後アンケートをとり、

- ・助成事業実施後のスポーツ活動継続に関する意向
- ・助成事業が運動習慣定着に及ぼす効果
- ・運動習慣定着に向けた課題 等を検証します。

③ どのような効果が期待できるのか。

運動習慣のある人の自殺リスクは、習慣のない人に比べて低いことから、日頃運動をしない方に、周囲の方からの声かけなどにより運動を継続的に実施する機会につながることを期待しています。

【申請について】

① 身分証明書は何を提出しますか。

住民票、運転免許証、パスポートなどのコピーで、県内に住居があることを証明できるものを提出してください。

② グループの人数が奇数の場合の、運動していない人の数は。

半数以上ですので、グループの人数が5人の場合は3人、7人の場合は4人となります。

③ 300組は先着順なのか。

抽選等により決定します。

④ スポーツを実施していない人とは。

月2回以上スポーツをしていない人としてします。

また、本事業におけるスポーツは、競技スポーツに加え、散歩やダンス・健康体操、ハイキング・サイクリング、野外活動やスポーツ・レクリエーション活動なども含むものとしてします。

補助対象となるか疑義がある場合は、事務局にお問い合わせください。

⑤ スポーツを実施していないことは、どのように証明するのか。

誓約書を提出していただきます。

⑥ 印、自署とあるが、写メで送っても良いのか。

写メやPDFではなく、郵送で実際の書類を送っていただきます。

⑦ スキー場やゴルフ場は県外施設でも良いのか。

スキー、ゴルフに限らず活動場所は県内に限ります。

⑧ 屋内運動施設を使用するに当たっては、やまなしグリーン・ゾーン認証を受けた施設に限る、とあるが、学校体育施設や社会体育施設は対象外になるのか。

学校施設や社会体育施設での活動は対象とします。

⑨ 4人以上のグループとあるが、上限人数は。

上限人数は設けていませんが必ず活動に参加できる人を申請してください。
申請のみで活動に参加できないということが無いようにしてください。

⑩ 活動途中で人数の追加はできないのか。

人数を追加する場合は、変更(中止)申請書(様式4)に、追加するメンバーの身分証明書・誓約書を添えて提出してください。

⑪ 不可抗力等とは何か。

仕事やケガや病気、転居等のことです。

⑫ 不可抗力等により、メンバーに欠員が出た時は。

事務局に相談してください。
申請だけで、一度も活動実績がない人がいる場合、補助額を減額することもあります。

⑬ 同じスポーツを5回連続実施しなければならないのか。

同じスポーツでなくても構いません。

⑭ 5回以上の活動は、どれくらいの期間の中で行えば良いのか。

5回以上であれば期間は問いませんが、活動は交付決定日以降から令和5年1月31までの間に活動してください。

【実績報告書について】

① アンケートにはグループ全員が答えるのか。

活動終了後に全員がご回答ください。

② グループ全員分の領収書を添付するのか。グループで1枚で良いか。

支出した経費の内訳が分かるよう、グループ全員分の領収書を添付してください。

③ 領収書は原本か。

領収書は原本(コピー不可)を提出してください。

④ 領収書の宛名は。

それぞれ、個人宛でお願いします。ただし、施設利用料など団体一括でなければ出してもらえない領収書の場合は、代表者名で結構です。

⑤ 対象となる費用は。

スポーツ施設使用料、用具レンタル代、フィットネスクラブ等の入会金・月会費、スポーツインストラクターの経費などです。なお、個人で購入した物等の消耗品は対象となりません。

⑥ 経費が2万円以上になっても5回できなかった場合、補助はもらえないのか。

5回活動することが条件なので、受け付けません。

⑦ 月会費とは。

スポーツジムや専門的なインストラクター等に毎月支払う費用のことです。

⑧ カード決済の場合は

利用明細書を添付してください。

⑨ 振込の場合は

事務局に問い合わせをしてください。

⑨ 指導者・インストラクターの証明は何を提出すればよいか。

認定証・資格証等のコピー(有効期限が明記されているもの)を提出してください。

⑩ 指導者・インストラクターに関する資格とはどのようなものですか。

(公財)日本体育協会や各スポーツ団体が付与している資格のことです。

⑪ 補助金の支払いはいつか。

交付金請求書を提出していただき、適正と認められた後、30日以内を目安に支払います。